

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計金額要件	合計所得金額48万円以下	合計所得金額38万円以下
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額48万円超133万円以下	合計所得金額38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額75万円以下	合計所得金額65万円以下
障がい者、未成年、寡婦及びひとり親に対する個人住民税の非課税措置の合計所得金額要件	合計所得金額135万円以下	合計所得金額125万円以下
家内労働等の事業所等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円
均等割の非課税限度額の合計所得金額	合計所得金額が28万円×（同一配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋16万8,000円（※）	合計所得金額が28万円×（同一配偶者＋扶養親族の数＋1）＋16万8,000円（※）
所得割の非課税限度額の総所得金額	総所得金額が35万円×（同一配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋32万（※）	総所得金額が35万円×（同一配偶者＋扶養親族の数＋1）＋32万（※）

※同一配偶者または扶養親族を有する場合には加算します。